

(令和 3 年 11 月 施行)

航路標識協力団体の指定に関する ガイドライン

< 航路標識法第 7 ~ 10 条関連 >



海上保安庁

はじめに

令和3年11月、航路標識法（昭和24年法律第99号）の改正により、「航路標識協力団体制度」が創設されました。

これまでも、地域によっては、灯台を地域のシンボルや観光資源として考え、敷地の清掃、草刈り等の環境美化や、灯台に関する資料の収集、調査、保存、或いは灯台を活用した地域イベントの開催といったボランティア活動に取り組んでいただいている団体等があります。

この制度は、そうした諸活動を通じて、地域の実情に応じ、航路標識の維持管理や航路標識に関する知識の普及及び啓発等を行う民間団体等を航路標識協力団体に指定することにより、航路標識管理体制の充実や地域の活性化に資することを目的とするものです。

本ガイドラインは、航路標識協力団体の指定を受けようとする場合の申請手続きや、指定後に遵守すべき事項などを解説した手引書です。

本ガイドラインが航路標識協力団体制度に関心を持つ多くの方々の目に留まり、本制度の活用が進むことを願っています。

目 次

第1章 役 割

- 1 航路標識協力団体とは
- 2 活 動

第2章 募 集

- 3 募集の時期
- 4 申請資格

第3章 指定の手続き等

- 5 申請、届出等の手続きの概要
- 6 指定の申請手続き
- 7 審査基準
- 8 指 定
- 9 変更等の届出の手続き
- 10 活動状況の報告

第4章 改善命令、指定の取消し等

- 11 活動内容の改善
- 12 指定の取消し
- 13 情報の提供等

第5章 その他

- 14 公 示
- 15 航路標識の工事又は維持に関する手続き
- 16 国有財産の使用に関する手続き

(様式集)

- 第1号様式 航路標識協力団体指定申請書
- 第2号様式 名称等変更届出書
- 第3号様式 航路標識協力団体に係る届出書
- 第4号様式 年次活動実績報告書
- 第5号様式 航路標識協力団体指定証

第1章 役割

1 航路標識協力団体とは

航路標識協力団体（以下「協力団体」という。）とは、航路標識法（昭和24年法律第99号。以下「法」という。）に基づき、海上保安庁長官（注）が指定した団体であり、航路標識の維持管理等の活動を自発的に行う民間団体等を行います。

協力団体の指定は、要件を満たす団体を広く募集し、協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことが認められる法人等に対して行います。これにより、海上保安庁と連携して活動を行う団体に位置付けられます。

なお、協力団体としての活動以外では、「航路標識協力団体」と称して活動を行うことはできません。

（注）権限の委任により、管区海上保安本部長が指定します。

2 活動

(1) 協力団体の活動の内容は、次の①から④のうち1つ以上の活動とします。

- ① 航路標識に関する工事又は航路標識の維持
例) 灯台の錆落としや塗装、手すりの設置、清掃、草刈、簡易な点検 など
- ② 航路標識の管理に関する情報又は資料収集及び提供
例) 灯台に関する歴史的資料の収集、保管 など
- ③ 航路標識の管理に関する調査研究
例) 灯台の歴史調査、構造調査 など
- ④ 航路標識の管理に関する知識の普及及び啓発
例) 灯台の一般公開、歴史的資料の展示、夜間活動、ワークショップ開催、ツアーガイド など
- ⑤ 上記に掲げる活動に附帯する活動
例) 飲物、記念品等の販売 など

<注> 次の活動は、協力団体の指定を受けなくても、これまでどおり継続して活動を行うことも可能です。

- 清掃、草刈等の小規模な維持活動
- 愛好者等による個人的な灯台の調査、研究活動

(2) 前(1)で例示した活動の概要、補足事項等は、次のとおりです。

① 簡易な点検
(具体例)

ア 日頃の活動で灯台を訪問した際に、灯台の敷地内の建物や施設が壊れたりしていないか目視点検し、異常があった場合には海上保安部に通報すること。

イ 台風通過後等に海上保安部から依頼があったときに、灯台の敷地内の建物や施設が壊れたり、設置物が飛散したりしていないか目視点検したり、機器の日光弁装置を遮光して点灯動作を確認し、その結果を海上保安部に通報すること。

② 灯台に関する歴史的資料の収集、保管

指定を受けようとする灯台に関する歴史的資料の収集、保管のほか、全国の灯台や航路標識事業に関する資料の収集等についても、活動の対象となります。

③ 灯台の歴史調査、構造調査

指定を受けようとする灯台に関する歴史調査、構造調査のほか、全国の灯台や航路標識事業に関する調査等についても、活動の対象となります。

④ 灯台の一般公開

協力団体が独自に灯台の一般公開を行う場合には、次の措置等が必要となります。

ア 怪我、事故等の防止のために保護材、案内板、照明等を設置するなど、見学者の安全管理に必要な措置を行うこと。

イ 次に掲げる事項を内容とした一般公開実施要領等を定め、安全かつ適切に公開することができる体制が整っていること。

(ア) 実施責任者、要員及びその業務分担

(イ) 公開期間及び時間

(ウ) 公開場所及び公開内容

(エ) 1日の作業フロー（公開前、公開中及び終了後の点検、記録等）

- (オ) 事故防止措置の内容
- (カ) 安全管理要員の経歴及び配置場所
- (キ) 傷害保険の加入状況等
- (ク) 中止基準
- (ケ) 事故等発生時の事象別対応要領
- (コ) 定時又は緊急時の連絡体制
- (サ) その他

⑤ 灯台の歴史的資料の展示

指定を受けようとする灯台に関する歴史的資料の展示のほか、全国の灯台や航路標識事業に関する展示等についても、活動の対象となります。

⑥ 夜間活動、ワークショップ等の各種イベント等の開催

航路標識の敷地内等で夜間活動、ワークショップ等の各種イベント等を開催する場合には、前④に準じて、参加者の安全管理に必要な措置を行うとともに、実施要領等を定める必要があります。

⑦ 附帯業務としての収益活動

附帯業務として収益活動を行う場合には、本来の活動目的達成のために実施するものであり、かつ、当該活動に必要な経費を賄う範囲内で行うことができます。

(3) 活動の実施に当たっては、次の事項に留意してください。

- ① 活動は、指定を受けようとする航路標識を管理する海上保安(監)部又は海上交通センター(以下「担当事務所」という。)の業務に支障のない範囲で行うことができます。
- ② 活動は、航路標識の建物、敷地等に損傷、損壊等を生じたりしないように行ってください。
- ③ 航路標識の建物、敷地等の中には、危険な箇所、立入りを制限している箇所等がありますので、これらの箇所には近寄らないようにしてください。
- ④ 活動の実施に当たっては、担当事務所と十分に連絡調整を行ってください。担当事務所から指導等があった場合には、これを遵守し、安全に活動してください。

第2章 募 集

3 募集の時期

毎年、募集要項を作成し、募集期間等を定めて公募します。

管区海上保安本部のホームページに掲載しますので、募集の時期等を確認してください。

4 申請資格

- (1) 協力団体の指定の申請を行うことができる者は、法令により法人又は法人に準ずる団体※（以下「法人等」という。）と定められており、次に掲げる要件のすべてに該当するものとします。

※ 法人に準ずる団体：法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているもの。

- ① 代表者が定まっていること。
- ② 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他の当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
- ③ 適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- ④ 法人等の構成員（役員を含む。）が5名以上いること。
- ⑤ 申請時点において、組織設立前のボランティア活動等を含め、おおむね5年を経過していること。
- ⑥ 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- ⑧ 直近1年間の税を滞納していないこと。
- ⑨ 公序良俗に反するなど、著しく不誠実な行為を行っていると思われること。
- ⑩ 協力団体の指定を受けた場合に、協力団体としての活動以外では、「航路標識協力団体」と称して活動を行わないことを誓約できること。

(2) 申請資格に関する補足事項等は、次のとおりです。

- 上記(1)⑤において、協力団体として安定的・継続的な活動を行うことができる組織（法人等）であることを確認するための指標として、組織設立後の期間が「おおむね5年」と規定していますが、例えば、5年に満たない場合であっても、安定的・継続的な活動を行っている組織であることを客観的に確認できる場合には、申請資格を有すると認められます。詳しくは、担当事務所にご相談ください。

第3章 指定の手続き等

5 申請、届出等の手続きの概要

(1) 申請、届出等の一覧

協力団体の指定等の手続きは、次表のとおりです。

区 分	条 項	申請書様式	提出時期
指定の申請	法第7条 第1項	【第1号様式】 航路標識協力団体指 定申請書	募集期間
名称、住所又は所 在地の変更の届出	法第7条 第3項	【第2号様式】 名称等変更届出書	変更前
活動実施計画の変 更の届出		【第3号様式】 航路標識協力団体に 係る届出書	変更前
代表者、規約等 の変更の届出			変更後遅滞なく
団体の解散の届出			解散前
指定の取消の届出			取消予定日の1カ 月前まで
活動状況の報告	法第9条 第1項	【第4号様式】 年次活動実績報告書	前年度分を毎年6 月末まで

(2) 留意事項

- ① 申請書、届出書等の様式は、海上保安庁のホームページの「申請・各種手続」のサイトからダウンロードしてください。
- ② 申請書（届出書）及び添付書類は、担当事務所に1部提出してください。
なお、電子データによる申請、届出等については、個別に担当事務所にご相談ください。
- ③ 既に指定を受けている法人等が、指定期間中に、新たに灯台の一般公開等を独自に行う場合、又は自販機や売店の設置、入場料の徴収等の収

益活動を通年若しくは一定期間継続して行う場合等には、活動実施計画の変更の届出ではなく、改めて指定の申請を行う必要があります。この場合の申請は、原則として、既に指定を受けている期間までの活動を対象に行ってください。

(3) 標準処理期間

指定の申請の標準処理期間は、おおむね3カ月です。

標準処理期間は、適正な申請に対して、指定するまでに通常要する期間です。申請書及び添付書類の不備に伴う修正に要する日数は、含みません。

6 指定の申請手続き

(1) 申請要領

- ① 申請の事前相談に応じますので、担当事務所又は最寄りの管区海上保安本部にご相談ください。
- ② 申請書の様式は、別添第1号様式です。
- ③ 添付書類は、次表のとおりです。

添付書類
法人等の規約等並びに会員名簿その他法人等の構成員の数が記載されているもの
法人等の監査報告書又は収支計算書
上記4申請資格⑤の要件を満たすことを証する書類
上記4申請資格⑥から⑩の要件を満たすことを誓約する書類
法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）
活動実績報告書（最大5年間）
活動実施計画書（おおむね5年間）
灯台の一般公開、夜間活動、ワークショップ等の実施要領、マニュアル等
その他、海上保安庁が必要と認める書類

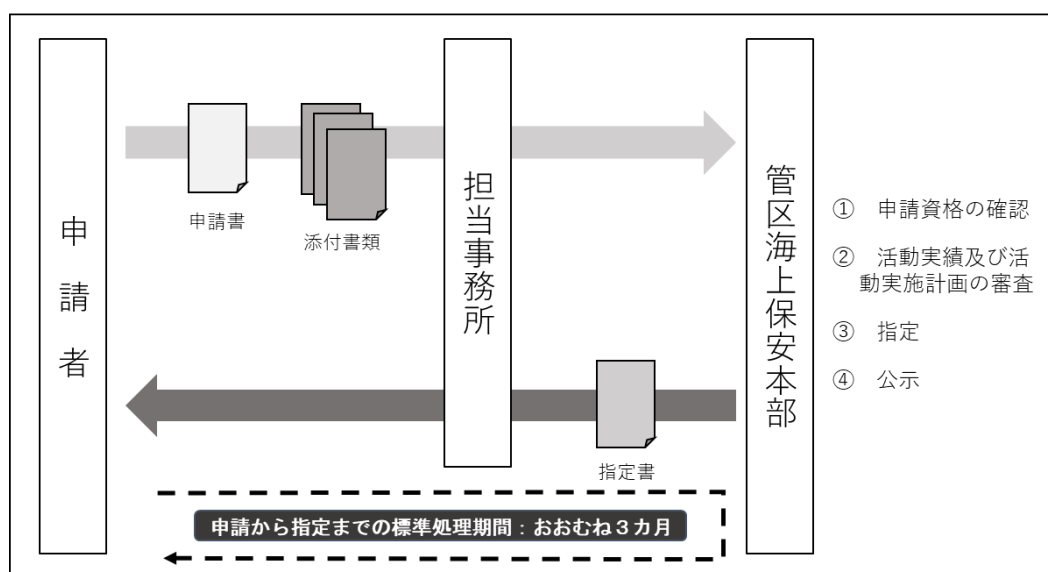
- ④ 複数の航路標識の申請を行う場合には、複数の航路標識の内容を一括又は共通して申請書類を作成すること等が可能です。詳しくは、担当事務所にご相談ください。

- ⑤ 継続して協力団体の指定を受けるために申請する場合であって、既に提出している書類の内容と変更がないときには、その旨を申請書に記載することにより添付書類の一部を省略することが可能です。詳しくは、担当事務所にご相談ください。
- ⑥ 地方公共団体が自ら申請者となる場合には、添付書類の一部を省略することが可能です。詳しくは、担当事務所にご相談ください。
- ⑦ 申請書及び添付書類は、募集期間内に担当事務所に提出してください。提出された申請書類は、記載内容の不備等を確認後受理します。

(2) 記入要領

- ① 指定を希望する航路標識の名称は、地元での通称等ではなく、海上保安庁における正式な名称を記入してください。不明な場合は、担当事務所にお問い合わせください。
- ② 指定を希望する期間は、おおむね5年間（5年目の年度末まで）を上限とします。
- ③ 添付書類のうち、会員名簿には、協力団体としての運営又は活動の実施に係る者を記載してください。また、添付書類は、申請する団体等ごとに異なりますので、必要に応じ作成してください。

航路標識協力団体の指定までの流れ



7 審査基準

- (1) 活動実績に関する審査は、次に掲げる事項について確認を行います。
- ① 継続性：直近数年間（最大5年間）にわたり、航路標識の管理に資する活動として次に掲げる公的活動を行っていること。
 - ・航路標識の管理に資する清掃・除草等の公的活動
 - ・上記以外であって、航路標識の管理に資すると認められる活動
 - ② 協力性：前号の公的活動が、海上保安庁から後援された活動、海上保安庁と共同で実施した活動その他の海上保安庁との協力関係が認められる活動であること。
 - ③ 活動姿勢：直近数年間（最大5年間）において、航路標識の管理若しくは他の民間団体等の航路標識の管理に資する活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。
 - ④ 公益性：収益を得たことがある場合には、本来の活動目的達成のために実施しているものであり、かつ、当該活動に必要な経費を賄う範囲内で実施していることが認められること。
- (2) 活動実施計画に関する審査は、次に掲げる事項について確認を行います。
- ① 実効性：過去の活動実績、実施体制等を踏まえ、今後の活動実施計画の実効性が認められること。
 - ② 貢献度：航路標識の管理に対する貢献が認められること。
 - ③ 協調性：活動に当たって地域の関係者（住民、市町村、他の民間団体等をいう。）との協調性が認められること。
 - ④ 公益性：収益を得ようとする場合には、本来の活動目的達成のために実施しているものであり、かつ、当該活動に必要な経費を賄う範囲内で実施する見込みであることが認められること。

8 指 定

(1) 指定証の交付等

申請資格の確認を行うとともに、活動実績、活動計画等について審査した結果、上記2に掲げる活動を適正かつ確実に行うことができると認められる場合には、別添第5号様式の「航路標識協力団体指定証」を交付しま

す。

なお、指定しない場合は、その理由等を付して書面により通知します。

(2) 留意事項

- ① 申請書類の審査等に当たり、必要に応じ、ヒアリングを行う場合があります。
- ② 一つの航路標識に複数の団体等から申請があったとき、活動内容が競合せず両立可能な場合には、一つの航路標識に複数の団体等を指定します。一方、活動内容が競合し、双方で調整しても両立できないような場合には、審査基準に照らし厳正に審査し、いずれかの団体等を指定します。
- ③ 同一の法人等が複数の航路標識の指定を受け、全国規模で活動を行う場合には、状況に応じて、複数の航路標識の活動計画等を確認し、総合的に評価します。
- ④ 協力団体の指定期間は、おおむね5年間（5年目の年度末まで）を上限とします。
指定期間を満了すると、その効力を失いますので、協力団体の指定を継続したい場合には、改めて申請する必要があります。
- ⑤ 指定証は、指定内容等の重要な情報を記載した書類ですので、大切に保管してください。

9 変更等の届出の手続き

(1) 届出要領

- ① 次の届出をしようとするときは、所定の時期までに、届け出てください。
 - ア 協力団体の名称、住所又は所在地の変更
協力団体の名称、住所又は所在地を変更する場合には、あらかじめ届け出てください。
 - 例1) 組織の統廃合により団体名称を変更する場合
 - 例2) 団体の事務所を移転する場合

イ 活動実施計画の変更

(ア) 活動実施計画の内容を変更する場合には、あらかじめ届け出てください。

例 1) 指定を受けている活動項目の範囲内で、同等又は同類の活動の実施

例 2) イベント等の活動にあわせて臨時に行う飲物の販売、記念品の販売等の単発的かつ小規模な収益活動の実施

(イ) 活動時期、予定回数、参加人数等の軽微な変更については、届出を要しないこととします。

ウ 協力団体の代表者、規約等の変更

協力団体の代表者、規約等を変更した場合には、遅滞なく届け出てください。

エ 協力団体の解散

協力団体を解散する場合には、あらかじめ届け出てください。

オ 指定の取消し

協力団体の指定の取消しを希望する場合には、取消予定日の1カ月前までに届け出てください。

② 届出書の様式は、前①アの場合は別添第2号様式、前①イからオの場合は別添第3号様式です。

③ 届出の事項別の添付書類は、次表のとおりです。

事 項	添付書類
名称の変更	変更した法人等の規約、申告書等
住所又は所在地の変更	変更を証する書類、申告書等
活動実施計画の変更	変更する活動実施計画書
協力団体の代表者の変更	変更を証する書類、申告書等
規約等の変更	変更した法人等の規約等
協力団体の解散	解散を証する書類、申告書等

④ 届出書及び添付書類を担当事務所に提出してください。

⑤ 届出書は、記載内容の不備等を確認後受理します。

(2) 記入要領

- ① 指定年月日、指定番号等は、交付された「航路標識協力団体指定証」により確認のうえ記入してください。
- ② 別添第2号様式の変更の理由は、簡潔に記入してください。
- ③ 別添第3号様式の届出事項において、「その他」を選択する場合は、括弧内に簡潔に記入してください。
- ④ 別添第3号様式の届出内容は、別紙によるものとする場合、「別紙〇〇のとおり」と記入してください。

10 活動状況の報告

(1) 報告要領

- ① 前年度の活動状況を毎年6月末までに報告してください。
また、担当事務所から臨時の求めがあった場合には、その都度報告してください。
- ② 報告書の様式は、別添第4号様式です。
- ③ 事項別の添付書類は、次表のとおりです。

事 項	添付書類
前年度の活動状況の報告	活動実績報告書
臨時の活動状況の報告	活動実績報告書 その他海上保安庁が必要と認める書類

- ④ 報告書及び添付書類を担当事務所に提出してください。
- ⑤ 報告書は、記載内容の不備等を確認後受理します。

(2) 記入要領

- ① 指定年月日、指定番号等は、交付された「航路標識協力団体指定証」により確認のうえ記入してください。
- ② 報告内容は、別紙によるものとする場合、「別紙〇〇のとおり」と記入してください。

第4章 改善命令、指定の取消し等

11 活動内容の改善

次のいずれかの要件に合致する場合又はそのおそれがある場合には、協力団体に対して、活動内容を改善すべきことを命じ、又は指導若しくは助言を行うことがあります。

- ① 指定を受けた活動を適正かつ確実に実施していない場合。
- ② 上記4に掲げる要件に適合しなくなった場合。

12 指定の取消し

(1) 取消しの要件

次のいずれかの要件に合致する場合には、協力団体の指定を取り消すことがあります。

- ① 詐欺その他不正の手段により協力団体の指定を受けた場合。
- ② 上記4のいずれかの要件を満たさなくなった場合。
- ③ 虚偽の報告又は上記11の命令に違反した場合。
- ④ 上記9の届出により、協力団体の解散又は取消しの希望があった場合。

(2) 取消しの通知等

指定を取り消した場合には、書面により通知しますので、直ちに、指定証を返却してください。

13 情報の提供等

協力団体の活動の実施に当たり、担当事務所から必要な情報の提供又は指導若しくは助言を行うことがあります。

第5章 その他

14 公 示

協力団体を指定したとき、協力団体の名称、住所若しくは所在地を変更したとき、又は協力団体の指定を取消したときには、管区海上保安本部のホームページに、協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を掲載します。

15 航路標識の工事又は維持に関する手続き

航路標識に関する工事又は維持（清掃、草刈等の小規模なものを除く。）を行う場合には、所要の手続きを行う必要がありますので、事前に担当事務所にご相談ください。

16 国有財産の使用に関する手続き

協力団体が活動を行うために、灯台に付属する建物を占有して使用する場
合、敷地内に建築物等の設置を行う場合等には、国有財産の使用に係る所要
の手続きを行う必要があるとともに、使用料を要する場合がありますので、
事前に担当事務所にご相談ください。

様 式 集

- 第1号様式 航路標識協力団体指定申請書
- 第2号様式 名称等変更届出書
- 第3号様式 航路標識協力団体に係る届出書
- 第4号様式 年次活動実績報告書
- 第5号様式 航路標識協力団体指定証

航路標識協力団体指定申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

下記の航路標識について、航路標識協力団体の指定を受けたいので、航路標識法
第7条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 指定を希望する航路標識の名称
- 2 指定を希望する期間 指定の日から 年 月 日まで
- 3 現在の指定状況（継続して指定の申請を行う場合に限り）
 - (1) 指定番号（指定年月日） 第 号（ 年 月 日）
 - (2) 指 定 期 間 年 月 日 ～ 年 月 日

添付書類

- 1 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他法人等の構
成員の数が記載されているもの
- 2 法人等の監査報告書又は収支計算書
- 3 直近1年間で滞納処分を受けたことがないことの証明の写し等（課税対
象団体である場合に限り。）
- 4 航路標識協力団体の申請資格に係る誓約書
- 5 活動実績報告書
- 6 活動実施計画書
- 7 灯台の一般公開、夜間活動、ワークショップ等の実施要領、マニュアル等
- 8 航路標識協力団体指定証（写し）（継続して指定の申請を行う場合に限り）
- 9 その他、海上保安庁が必要と認める書類

- (注意) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 継続して指定の申請を行う場合、「指定を希望する期間」の開始日を指定を受け
ている期間の終了日の翌日とすること。

名称等変更届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

航路標識法第7条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

	項目	内 容	
①	指 定 番 号 (指定年月日)	第 号 (年 月 日)	
②	指 定 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
③	航路標識の名称		
④	変更予定年月日	年 月 日	
⑤	変更する事項	<input type="checkbox"/> 法人等の名称 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 事務所の所在地 ※ 該当する□に、✓をする。	
⑥	変 更 の 内 容	変更前	
		変更後	
⑦	変 更 の 理 由		

(注意) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

年次活動実績報告書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

航路標識法第9条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

	項 目	内 容
①	指 定 番 号 (指定年月日)	第 号 (年 月 日)
②	活 動 実 績 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
③	航路標識の名称	
④	報 告 内 容	

(注意) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

航 路 標 識 協 力 団 体 指 定 証

航 路 標 識 の 名 称	
指 定 期 間	
氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名	
活 動（ 業 務 ） の 内 容	

航路標識法第7条第1項の規定に基づき、航路標識協力団体に指定する。

年 月 日

第 管区海上保安本部長 印

(注意) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。